落穂集　十六

太政官文庫
和書門 類
七九一四 號
九 函
三 架
五 冊

内閣文庫
和書 類
七九一四 號
五 冊
一 架
一七〇函 一

内閣文庫		
番號	和	7914
冊數	5	(3)
函號	170	73

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

落穂集巻之五

一 洪水之噂之事

一 同日近年之儀ハ諸国共ニ毎年の様ニ洪水の後も堤を押切田畑を損亡致候事共有之候以前ハ式通ニ無之候哉 若て云 以前の事ニ候ヘ共年々よりて洪水の仕方も前々と有之候て寛永の頃迄ニハ無之候様ニ覚申候 但堤川除等の儀ニ付候てハいつ迄も念を入丈夫ニ仕ニ付無之候 殊外昔ハ洪水の儀を掛構候様之事ハ無之候 かくれば子細を申候ニ天下乱世の時代ニハ洪水と申儀も無之候ニ付無之 然れ共と有之候ても諸人たしなみの昔より承候ても有之候所ニてハ洪水の騒動とも有之候ハ

明治九年購求

治世の永く打續きたる中にハ其の内ゟ兵を打經の替りとまて
八筋乃仁義を守り此乃同心て云乱世にハ治乃中に無して
治世に限り治乃無して有る治乃家合点致して居る者
まてハ昔云乱世ニハ打續きたる人ハ家中も彼是も大合戦に
出合候も度々有る事なれとも合戦のたひよ多くあるく
あきら双方にて討死の者多きと有るに一度の軍
兵討死の者千人も有る也、其の中に侍分の者ハ百ゟ百五十
もあるにて、残る九百人の死亡と申ハ大方足軽中間持
抔と唱へ雑人共多く居るにて有る者にて候
子細も申に侍分の者の武ハ能々お差不具足甲を着
し身の囲を能く仕るに付て其上にも弓鉄砲にあたり文

弾丸にて其の手迄ても手疵も請く少き也古来より侍之
以も侍の者ハ人を討頭の手柄なる人に討るゝ事有るゆへ多く
鉄砲にあたりて被軍仕方まて討死ハ多き者にて候破軍
の刻も侍ハ馬に乗り退て其内討死の者もすくなく其
有るハ足軽のかちにてハ捨られ多く討れ足軽長柄又
旗持なとハ迯しめ鑓持馬の口附なと申中間の者抔も
もまつてすき文りを鉄砲なと申者にてハ其の軍役働きの
中抔も無之に付其上鉄砲なとも治世のやうに牢人乃
ありと申ても中々手にはつれ知行取之内ハ百姓共の
中にて器量を撰ひて召抱へし其果て者共の役立つ
と仕る事に成さし得まぢくと知行取之百姓数すへく

所ゟ作る所の無之田地多く御座候ニ付而者村々農人共の仰ニ者
縦私田畑ゟもわろき地面迄もかゝる場所ニ於て荒
しくる所ハしかるべき御田地斗を作り申上ニ有之村
後者ニ隣田山畑迄も少ニ損亡御座候ニ付山畑ニ而ハ竹木茂成
地田ニ一面草生ニ而成ニ付年々之洪水の為ニ荒段々之
ても能々ハ草木の枝葉ニ而而已ニ而ゟ以て河水の為ニ
も実ニ一通りの理ニ而候由ニ付村の人々も多く成り申候
本田畑斗ニ作り候も不合ニ而荒山并ニ而ハ山畑も
作りすぎ其外荒地ニ而有之候故畑ニ作り候ニ付
おの為ニも山畑の古木流出而河水の為ニ中ニ付
速ニ而川底埋りて水流ニ川端ゟ流ニ而

右川除普請も破損して洪水の節ハ其上之堤ニ付今年
ゟ六七八九年も前の事ニ而も以前ハ然者仔細有之而
橋場摺鉢寺ニ能々承り候所ハ前々百姓の隠居
の申ニ而九十歳ニ而候由の老人申候由ニ摺鉢寺の前の
者ニ承り候所ハ右老人の物語候ニ而者古来
の義ニ而淀川の如く只今の如くにてハ無之二十四の節ハ
浦郡ニ川端ゟ流出て淀川向の見分ニ而其方の書付
と川端ニ立向ひ石垣を打合申候由ニ而候ハ…
只今の川通り数々雑説御座候由ニ而但…
未年ニ而も無之…
中洲ニ而…百姓の…淀川を見せ

は船ある時て是ハ船中の男女の人数もおかれハ得て船中に乗
の障なくしき舟人ニ指図を受ひ漕ありあの舟ハ又有
之て代々相伝へハ其舟人ありし侍ハ轆轤大周八十六
歳まて存命て有者在て若紀比ハあの舟にて有けれ康安の
帆中たり／＼おさえ申く私年々の乗へ中ての浮ハ今もえ候らぬ
とありておの舟りにハ女の内々も見え下女ていふ婢ハ子させ候
此則の浅からぬを切申たる如水の恙なくハ多くまさらぬ
ての極ふ有しかり是今ハて切との入て来り侍也伴
の舟人の物語を承りし嗚呼寄なりけり同間て云洪水の
節ふ能ひては脱り候ふ大洪水の後まて乱世にハ武家
方我人々にふ百姓の為に事みて民を知行取の百姓ま式

呼まれ也武家ハふ仕かとのかれ今ハ此村ハいへ人々ありて御申ニ百姓にハ
土地ふ農人おふ如くしてハ収納をも御沙汰ありてふんまかせ
義ハ有るましくは往昔ふ能ひ候は地頭の武士の前上に候
ても如之事申候ハゝ山ておは此限りたらさては善事とも存候ハ
治世の武士の振子も乱世の武士の振舞同前に非ず候
殊て在地の不審を申立もて治世の武士に候
大身ふ小身共ふ身のかぎり諸事を相談し家禄を
さても前廉まて仕りて付ては似合の家作をも候人
まつ身を始め妻子共まで衣食をもすへし諸式
有る所業難成る分別よりて事起りて去る人之義もあらく
知行取人之事ありける物斗にては申さへ事足り不申て候

てハ併合当家の様体までは乱世の武士の義ハ治世乃
武士とハ大きに違ひ申す一通他求の儀も少も嗜用なく候て
分相様も商売もあきなひにて申ハとも是なく候ハず
武士のハ稽古なとも申候て仕合よくハ家を拾
き様系不仕候も無之手跡算用の外志なとハ定
も無し身の衣類を飾め書物などにてハ何子弟抔の外
まハ茶し事て有之手跡算用もなくてハ後のかなさ定
計をもて思ひ申事を結合ふ本見たる事を結構にも
出世る事要安楽成時の雑文にても料理料会好様
仕る義も無之兵馬の道迄も一向に候しき差当り懐持
のとて人をも引しきとも両様の外ににハ何事も無しで

華麗故入申候てハ一切に仕置致候知行所方収納物成おとく
ても仕の主殊義に不存寄く有之候は之れ様若き人を
ハ武家の下々にハ料の知りたる事出来候ハ下向のもの抔
ら馴に終りみ其の仕まハなくて結さも申より有之候由
戦場の思手馴を憶付して結構さる仕合の義之今時者
武家の下人まても有之候ても草きも何くれと拝観の人
成るみを付りて結さも不申候ハ不叶事と有之候得や
出家も被てハ菜々思ハ付々味る紀元と称しる事と申すこと也
一 同公 大猷院様御代迄ハ 常憲院様 台徳院様御代の如く
出頭の御役人方ても出来候事より出頭の承りよ候者ハ
出来不致候者不義も出世行くもの也 侍もまたしはハ

其元ニいくほと候ひ候処 某等をも其趣ニ
取り及兵部殿ニ 大殿様御代 御時 其頃の町奉
行 並津 勘定場を相勤め候所 御旗本中 糀町ニおゐて
拾人斗込 組の徒の者共 其色に成り 害人有之 喧
嘩仕ニ付 何れも有之候ニ付 御奉行の上 勘定所ニ於
申上候ハ 相手の儀は 未た相知の事なれは 取り 御申渡し 定て
町方よりの義ニて 其相手共ニ 何れも相届之 申上候ハ 其上
上意 然ル上 従ひ 糀町ニて 其の者共ニ 其方 死所の儀
とも 可被仰付 其上 其者の事ニ 勘定所之 申上候
上意の趣申渡し 定て 喧嘩の有之候ハ 中にて 其上ニ於ハ
出合 双方共ニ 其事ニ相 待 候中にて 所

の尼外 相成不申 何れも 其方
定め 互ニ 取 致し 其 右 申上候
喧嘩の 始末 委細ニ 取り 申上候
右 上意ニ付 御 退 致 吟味 被 されし
相手 其 御前 相 申付て
喧嘩 者共 其 儀 実
場所 糀町 風呂屋 その 義
ニ 指人斗 一 方ハ 只壱人ニて 双
方共ニ 刀を抜 打合中 喧嘩の 場所
しかつ や 大勢 の方の 退き
町内の 者共 打合 壱人の 方も 捕へ

以て言上可及旨町人共申出売人の方の義ニ付売人
共ニても宿元相知候者共申付重て大黒屋
方ハ年迄組の御徳の者共ニても可申出候得共夜中
の儀取計候人組ニ而申上候ても無商売相成候ニ付重て上之の
義ハ大勢之儀ニ付申上候ハ　上意之趣ニ付重き大勢連の方說
中ニ有之の者共ニ相極り候ニ付可及云説文外の者共説の者共
の様ニ御法度之義も有之候ニ付いつ迄の儀ニ付吟
味可被為旨ニ付有之方家門下の売人共之義ニ候得共ニ被極
申付候処極り候　上意の趣勘定所へ申上候ハ御
法度之儀ニ付以テ御通相知可申哉大つ迄之方ニ付ても
御徳の者共ニ相極り候ハ小極りてハ御吟味の上双方共ニ相成

御任無之ニも可有御座候事も御座候ニ付被極そハ御賞中の
御法度之儀十人斗の御徳者共只売人の海人者ニ切り
ら迄追追ハ申有之候ても御預り之中の名前相出申候ても其のまて
出候て只ありまや御家勝手ニ相成候ハ及申間敷義ニ
兵衛儀ニ付申上候ハ以の外御様子ニて不及御評議ニ見へ
きもの不届勤方不忍入退役ニ被及候程ニ病気
と申候て引退可相成と存候所不武日の相御側医師ニ而
兵之の仕まて入候ニ付ろ有之と申て對面ニ被及候儀ニ
前義ハ収穀酒御出ニて相済候而候様上意ニ被仰付
未だ勤之儀ニ病気ニて引退可相成し　者ハ随分之
其身その故ハいつ被相成義候而極り候迄人共申候

其外の御用ニ付今　御城ゟ御入用ニ而諸事ハ右之節ニ付て
勤番衆御洞を流させ候節ハ御掃除御役衆　御場所仕合ニ候得
かし　気分悪敷御座候得ハ大方御下知ニ付御出
門御勤仕候ニ付候ハ御掃除を致し候而上意之御事ニ
候ハとかく御仕舞候而御座候上の儀ハ御付之御目付御城
之役所ニ又御前ニ而御座候ニ付御機嫌伺之一同ニ御目見
番之中　上意ニ付御請御仕合ニ御座候節御上様御前を
差上候ハ此方ゟ御当番の役人衆の儀ニ御座候ハ御頼いたし上意
ニ御座候ハ御頼の義を以御考ニ候ハ勤番衆御用ニ付其外の
御役人方の儀も相済候ハ御番人衆ニも御出ニ御用相勤候
ニ御手伝御座候ニ付而も御番所ゟ門　同心方町方へ

有之風呂屋敷之中ハいかにも御拵ニ有之候此義ニ而日々相勤
御手の後ろハ右の風呂屋ハ南北而ニ有之候儀候而
差上候ニ付風呂の義ハ朝ゟ昼過迄ニ而晩ハ七ツを限り
之ハ仕廻中ニ而壱の門風呂入候者の跡をかき中ニ而湯女共も七ツ
切ニ而仕廻　夫ゟハ身を支度致し御洞へ参り候而　御ニ入候ハ風呂の
上り場ニ而男ハ入候格子の方ニ而座敷ニ権へ金屏風撫せ
引廻し火を焚し件の湯女共衣裳を着し三味線
差出し小歌やうのものを諷ひ客衆を待居候風呂
屋本拵いたし追々も一二軒有之候由又ニ而日毎ニ屋敷
御徒衆風呂屋ニ御番之中へ入候処仁風呂屋前ニ而相勤候
を仕舞し其後ハ共ニ御殿ニ而御給仕場所

如く宜しかつかさる御時御仕置ニ之候年ともえ義ニと有之て来る様成まるく御停止ニ之候時江戸町の風呂屋迄も停止迄被仰付候ニ付当今一新以後湯女ハ御制禁也

一 問云当御代に成ハ以前の様のことにや江戸町中の米の直段儀ニ付下々難儀之者新規に食事之も多く御米銀死の者も有之たると申伝へハ飢饉凶作の節ハいつも米高直に候

答云 粟の出来ハ 大飢饉御代ニ其の米何程仲買の者と申賈の町人共と組合致米の売買を致手之上諸方の入船を押へ候て町中の米の直段儀上り候様御法度を被遊候へ共近年も御同慶中買在所多御仕置に而重く御咎被成候代の中にも有之

在所多御仕置に而重く御咎被成候代の中にも有之町人在々同定被致したる者も有之是又御仕置ニ被仰付候らハ米穀の直段も下り世る様やうに被成也たとへあり飢饉と申ハ其のもとは天下の地間同之云天災の飢饉と有之ハ凶作を古来より申伝へ候は五穀の実りかね日本六拾六ヶ国并大中小の国々を押かへし何十万石余の内六十六ヶ国と致し其十分一の穀の高程押被之たるともあらん年中御年の残年ニハ其年中蓄候の米出さてある三月頃ハ必飢饉ニ候ても其の分も飢死人も出さる年も有之候義ハ古今に稀成事にて中之対外当代中ても天下御一統の御時代より於ては終ニ天災の飢饉と有

ことさも公儀の御威光を以御称ひ可然有之に於ひてハ
上の器にあらすと申ものそれまて小身二天正年中小西の事
まても有之候や石田門大谷ニ二心仕候の出陣ゟ出陣
ほとを以かゝる記着たまへ人に及新たに合戦かましき事とも
来て候事の排座ニよる人の相ひ施かましきも有之候
石田ニ依て此者合戦ひて以の外若者に公儀ニ鴫川
摂川の境にて合戦せんと後身を出陣ひて来る事中は
兎角をもつて此き非義の趣を知るへきは是也右秀吉公の
義いかにの事ともあはれ智の人をそれゆへ天下一統の时公
まても無之候二身法度の事の運送の下知仕候よ於ては
力ニ及ひ候申取ニ至迄悲事に御相入非義を相ひ候

中ニは之戦国代の儀ニ而小者筋を始め奥州の兵敷より
一 東海道帯刀法度運送設けし自由の為にはと有之は
御当家偏ニ　東照大権現様の御神徳を以天下一統
之大功を以是ニ於て其の次第に於て依て当文長慶
子年已来諸て百卅年に及ひ其大凡僅の事と有
之ハ道中運送の自由なる地を以御蒙其處を寄中此等
いかにも天下の有之候ても人の一和と申者ニハ併合ニ申候
までに有之候を相成候之同間にて云法度ニおいて相候
の出来ニ出来ニ依て出来其の凡僅を考へ知らし有之
に相ニ有之候に之見申と申ても広大成事ニ候
様を安御よ知ての事外とに様に若云于義ハ当文長

年中ニ　権現様御代ニ如此之儀哉と見へ四條之義御成私成
ニ限り先武ハ干様水様風様有之して田畑様も米穀
ホニ限り其職分を守り毎編ニ云上ハ仕合之儀与其
只今ニ到り世之形之方又ハ此代官之風ニより書状を見
之儀の此動き訓人此ニ羽ニよて此作法ニ立此細ニ相部
事也ニ在之　之儀分ニ其此ニ取ニ家を立給ふ守方事古来ハ
ニ修して如り天下の繁盛ニ申之巡り万民其之万民
ニ下万雑ニ無之所も仕与して如義ニてハ水て有之事
様々ニ有之様也

一 同云当時之儀ハ諸大名方諸権其外之ハ此ニ限
十人ニ九人迄ハ様々を尽り切りて之武士ニ申て候

様成事ニ有之候ハ必前々より世代の事ニ不限苦労無して
乱世の時ニ至り大身小身ニよらず武門小身よりのみの事
ニ至り町人百姓抔迄も与力中たらんハ遠く無之事
仕方の心え之有子細有之候ハ乱世よハ大身小身抔ても武士
とさへ有之人ハ其身の分限相応ニ人の身ニ勢も有之
其の外ハ申しても国家の主ニも得り申さぬ之の義ハ別して
様々ニ有之候ハ万民共ニ万数も治世上ハ各別
ニ有之事ハ相応之百姓之義も乱世ニハ能々無之
高貴ニてハ世之ニ至る家中々の諸事ニ人々を軍
之法則のことを家中を致し人々ニ守難く
義ニてハ好ニ申此事抔の法之ニ到　高貴ニても無之

小身ニ金銀を多く持候へさるもの有之候ても右ハ勇気無之迷惑
仕いはせハそれハ不の志儀の御用ニも立兼候間勇気無之も
有之候と有之別ニ無心用法ニ而も手ニ以も人ニも無之当座
こしらへ有之候ニ付身分弱く守護致さへこの手当の仕様
中の金銀の悪くなり候様ニ中ものゝ其之外ニ振成時節之
義ニ而家中法度の義もつまり人ニ而も不合ニ付義ハ
持合無之意といふもの共同前ニ而も諸銭場付候ても仕
世間を見合り候へハ持のなき衆年の義ニ相立無之遂候
淋しく成持るゝにて依説文を調へ判形致して人の物を
借りはとり返さぬ気の毒りて大きなる恥辱と存ぜられ候
かくて身上不調の仕方と仕損し不用人ニてゝお家も

偏をもちうる様成如くに仕そいば治世の武士の義ハさるとも
能も古来の出代を有之を新しきにいさし其も様子を
常體の者も出来ぬ者ハ身上つねに無成義成仕候得
ていつまても人を合せる思様斗もそれ事ありて本ニ存候
人の物をかり調へて置を金銀ニハ利足を添て
返済致すものゝ有之候得と返済も成難候段々借金も
かさみ済し不相成ものハ不来候て無大切ニ存候
事ニ而成様く持参向と成りてハ返済手もつかず
に付只出判の役人者ニも難義をかけ其人々ニ損を致させ
其上何事も不存と有之ハ武士の本意不叶事ニ候成を以て
治世の諸士にもこれあるまじき事なれども世中ニ而はなはだ

道を能〻分別致て何れも新増安泰之御代より
前ハ武士とさへいへハ老若貴賤上下とも二腰を指
〻ありて有しに文字をも読ミ得て才の業をも覚
居たる故ニ書抔をも写しと致ものも主人へ仕へるの本
能を以渡世可仕と覚悟窮めゆへにおいてハさのミ不窮
すり切ヶ様ニも無之我々ニ於てハ武士の本意を失ひ
申ましくの仕合ニ成候得共ヶ様ニも無之ハ難渋自ゆニ
而り大身小身の武士の御手をすり切申と有之に付
子細有之にて小身もの之ハいへ共一人扶持年中米之
者除きて未ニ不成ニても先達而百石之知行并を掛ハ
金子百両位て年中には金子弐百両も入余も是にて

二三年もおゐてき有之ニ付先達而参りも無成未熟にて有之上の
常遠ひより事起りて当分より出来様を取
廣ニ家内の人をも無理致し手前ハ此節ニ無之事故
も仕始め取続候事不益を仕へ成不申世ひの外の未熟も
ちらひ之先毒の気をも又ヶ様ニも有之る遠慮申候得
差扶申候処相済申候も下未ニ成候ニより以後の儀を申付
よ成候ニ付借金高ニも加へさせて大ニ去る切詰成候得
物無之地趣る難義の段と大名方中にハ右の
御手当候とも申てハ無之継御手当ニ而もも随ひ世之
治りも無之様ニ而も由緒未来お働き小身ニてハ先々家業
行届も御手当を出し切候と有ハ恥の様にお心得候やかりと

被下り合せ仕来りて有之候事ニ御座候

一　一閑云今時諸大名方の刀脇差ともより候而當主居役と申て有
之候ハヽ此本阿弥より始り候義と存候所右本阿弥の儀ハ
台徳院様御代薩摩中納言殿ニ被仰上候而松平知左衛門
薩摩の義並ニ本阿弥此本阿弥家の義を存候而有之時分より
服部日数を被仰付候處當主居仕候此本阿弥向の者共ニ合申候
義も無之候事ニ付而ハ又本阿弥私共宅ニ参り本阿弥の中ニ一人宛
當主居と申て此本阿弥家ニ居候而一何事も此本阿弥ニ相
有之候右當主居の者共ハ私名代として本阿弥
三徳守殿本阿弥ニ被仰付と有之候得共被申候ニ付
此本阿弥光悦ニ被仰付て新當主ニ被仰付候而申付

右當主居の者の義本阿弥の本家より見立候而被致候
仕来と有之由ニ付
今當主居無之本阿弥家より御目見仕候得共此本家より御座候而
ハ當主居ハ薩摩殿の家より有之候
相成候ニ付有之候義ハ本阿弥光甫平生の義ハ當主居本家の
者共ニ及申候得共何も外ニ本家より申付候ニ
との義有之候得共平生ハ本阿弥家の本家の中より弟子共ニ申付
ニ服部の本家の中ニ相勤候様ニ被仰付候得共有之候様
後ハ他人ニ定て見計も有之候事と存候而本阿弥
ニも申付當主役者ニ申付候本阿弥光甫ニ付本阿弥當主役
其外両家の弟子共并ニ手代共申付候ても
當主居ニ有之候ニ付右當主居人の組合等ニ

事ニ候故猶更附より有しても先ニ定メ置し聞る
振合も有しニ付綱ハ其時代の名主年寄の組合と申は
其屋敷向等ニ於て主人之名前をも申し置しに常ニ
出合ふも是し右中の事ニ付中合ニて組合定メ役大分
ニ仲間七八人十人斗外ハ多く組合と申候ても居候ニ
ニ有之ニ付綱ハ勝手ニ於て年役之も相勤候の筆は
上屋敷長屋住居の事ニ付ハ屋敷ニ於ても手控ニ仕有
人数多く有之ニ付右合点の振舞ニ候ハ其ニ中合
一汁三菜之外ハ汁ハ精進ニ付三菜之外一菜は必精進
ニ於ても仕ニ付ハ其上ニ而主人の用事ニ付出合中ニ而も八九人
手前并精進日も有し仕候も出合と心得候様有之

振舞ハ其節之中合ニ付是迄の儀之主人之上ハ大事ニ合
月ニ両三度ハ料理ニも致候ても家名の表之積ニ外
茶酒菓子等ニ至迄料理人茶道ニ至迄ハ入用之事ニ右様
仕候得共是迄も何も名主共仲間之中合ニ有之ニ付
候く此段ニ而候も各組合仲間之外ハ変してち
事は主人之の耳ニ達し候得共も其振舞と有し義之例
ニ外 虚実知レさる世間ニ而候し存候得ハ追而書
の世中ニ而家中合ニ有しと是か組の筆も立かたく候事
も時代ニより候ても能も覚之なして何事と申やしん
と慥ニ能様る筆と申ニても家しく一応得と能知まし
事ニ付ニても様而急ニ相成候 組合八人有之候ハ

丹羽左京大夫殿為名代桔梗之間ニ而御老中後ニ而御目見
相済候而小笠原大膳大夫殿同断落合又左衛門今村長兵衛殿
私共召出松平周防守殿菊之間御縁側ニ而仙石越前守殿其外大御番衆
御列座内藤紀伊守殿内藤山城守殿酒井雅楽頭殿内藤山城守殿
以上八人之御老中衆有之又被仰出候御勤方ニ付而拙者共之覚
只今式部卿殿御差図之節之風之御事ニ御座候差図御宿ニ右
今度御供之為相模守殿名代被仰付仲ケ間之者追状
被仰渡候以今度中風ニ而被成候ニ付御代御座候御用之方
御目見被仰付候嫁三日振為見廻候例ニ付長々御用之
居候間其上表通之義ニ而有之只今日中相勤申候
然共此度大工弐人ニ而も三人ニ而も人足差出候儀ハいかにも

此度越前守殿之義ニ七夕節御座候へ共大工人足ニ御座候
越前守殿之御方ニハ嫁之方ニ御座候へハ往還中ニ而御座候有之
依之ハ為名代居仲ケ間之者共今般格別之御事ニ御座候
多く有之候定式之御会合之義ニ付差支候ニ付御事ニ御座候
右之通名代周防守殿為名代居菊之間御縁側迄ニ而
処不届候段不届ニ付右之通申付候先方之者共ニ候
其上何事ニ而も何様之儀ニ而も申付候様ニ御座候
以之各被仰付候入念義非常之時ハ石川主殿頭殿
不届之段申付候大坂へ参り候先方之者共ニ御座候
借貸之町人有之候様ニ付候ニ而何事ニ而も相渡し可申
此以後御朱印之差扣之年迄も申付も有之候

節ハ役人共夫ニ難儀仕る由ニ付夫より以後ハ何の用ニも不立
支配難儀ニ不存候何年ニ而も金子百両宛被定
相勤候處其後ハ中村仲ケ間之老共中ニ而も村々の者共
ニ而も又ハ何様ニ何程ニ而も有之儀も氣遣仕
候事ニ候ヘハ右夫役の儀ハいつれニ而も勤候ニ及ハぬ料理人と
何も不存之金銀度ニ當り候處右加賀之方へ打寄相談の割合を
相究候ニ付其後相州ニ而金子六百両の内を分ケ渡候處右之方へ相持
出候組大將の前ニ不相渡候處相留る節ハ中の時ニ相渡
夜通御役人衆ニ而其後ニ役人ニも御座候得共差止メ相渡ル
候得共右ハ毎年如斯の事ニ候得共老人へ仲ケ間之内ニ而も仲ケ間ハ今
時ニ當り候仲ケ間へ勤ぶりを御遣ひ有之候と様子也

落穂集 第二巻 終

落穂集巻之六

公家大名方家風之事

一 問云公家の儀ハ先ツ指置諸大名方の其家風ニ万端ニ付
候而事ニ有之候と申ハ先年以前の事ニ有之候哉
家来筋之者の儀ニ付而ハ賞罰相手ニ有之哉かと見へ申候
其訳ハ定而世上一統ニ相替り有之間敷事ニ候得共其用
不相替も有之候哉家来ニ召仕候族相手ニ付而も申候
代ニ依而者同様ニ候へとも人ハ依様ニ相同シ也
其家ニ依而有之候而も中ニハ其身上ニハ不相応之大様之家風之者も
有之其外ニ一統ニ相替り無之候而ハ不叶事の様ニ申候
実ニ其家風ニ付而者其一家の主人ニ而ハ別ニ有之候

妻子ともに門の内にてハ不申　揃諸士ども出来候人ハ其　勤申せ候
有之候ても諸候ハ大番所に居合申ニ付　小松大和守殿　出入参有
之候も　只諸候ハ御女房衆迄参り門と御定き人ハ大和守殿申候は
諸候仙洞ゟ御内書衆候と致ハ可申　御申ニ付御小者
其の外罷出　能候ハ参る可申候　そろ候妻子等の門番
然る所ハ山とも有之　諸候ハ出来番人と小人参人
死去の節相勤に付　有之迄小雨年大火ニ付同役衆
相務候ハし　雲州殿米穀役の衆ゟ　門番も難き候へ人
一 死とも其節も　楼兼　宮家ニ有之所ハ役士参人死亡
其ニて御家老役ゟ　右同役へ今時諸大名衆の家
し小船にて　番役其外上下とも見え候ハ小荷駄とされて大名衆

死去ゟ申来たる事ハ　人足相談ハ有之候ニ付　其身申出候ハ御番所の事も
其ハ　御心得参居ニ付御殿中候て御家来衆の方ゟ　ハ御番中ニて御差
一 年寄り　死去の往来行死去の家臣人　相の役并当座
其外も居る也　御勤中候と相見へ申ても外の御番乃
与御番所ハ大名方の家老用人参其　御家の者も
しも居り　上下とも見し　候と有候ハ参へし　右死と八
揃来役所へ　の諸奉行ニ相違申　御所へ付候事に付けハ
大火事　此方の事にても有之候　右同役相勤へ
其上候へ共ハ　とき候ハ御番所上位給の　死中の事一家にて
御役の者方ゟ　死去のとき之御申渡に付て
右之通申渡し候　此段御池田様方へ　杉村源次

与市侍每人と成て福る申下と成る无致役ニ帝
付は是るり㕝なし後も東京高定山忍に定と
中小将の侍每人ニ九玄家の定書を相鍋郷ニ山家儀
八幡中小将の御精ニ志は□し今年中ニ侍る儀ニ
手る都ニ王つき事成りとう為に見と成し古見草得
之舊しの方此家の遣しもみてし被しりと八鍬能家居
中にあす光は今年より七拾五六年以来も此事のつまれ
はなりし

一 関云世こ定めて其侍よりあらはもく成もしはたるを
の義ハ上古ニも在しよりれ近年の事なりとみえ有し
是也ちえて太る年せる成も依而善て云敵る是年の

侍我家人の搦被付ても多く羽ニ十との八右来ハ云し後ニ
天正年中ニ望丈丹宗公へとの事の世ニ而広く御為合
為をと云も相ふ是之鍋を兄る集田釜子の古庭の家也
武士とてて合し来此家の義もきで居る武次ニは細工人
も漁も不此在り患能も六ヶ敷夜来しの者ハ求めやしも能也
以小村竹の筒の侍えハ家卿も与兄大小荒と此考次乃
方致火皿小月ひはりとて為さと段ともに有しれと
人くえハ西左衛門をせやう方中出入家同ニ在し家今も
なやし定図其筋ニ杉を八多でこと能を成有とし
修も其移そし有し御所ニ見りの移ニる順しとそやう出
きせるを侍る御工人ニ成りも為る好へと成て竹の筒きせる

又中にも七すぢの鉾作の名人あまた作るとも見えしは
たちこの衣かへしめ年ハ清のことに名しき事の様子に存
候ふ間閏日以降の御代々の第十三代多くことを作りは
家と仕出たる御作者には後鳥羽院にたとへと残候
御剣并に作者と申御鍛冶ハ王の作者に成菅公菊
その中の所々及ひハ名あるを御剣并の事も　作伝緑御
代の事々もあらし出たるとて作り中にも愛宕仕出候
物ならぬ向後御鍛冶に於いてハ作人名をこそ残しく清
源家は作者にも御作の事あらしも有之御鍛冶の御
当流の鳴香悉く名所集たるとて残要に古弁
大隅後の御紀中の天と風御鑑の事有之何様作之

候ふに名あると道具を承りしと大隅後大鉾の
はて御名所にての御わけをたてるにはるかに見え
見え候とあり以其の御苦労と継ても様子の中
御ちなみて何事も迷惑と彼御用の様子も赤色
神とてはるか不二にて三南山に御遍非被の門内と被
の中よりたとへと入きたる事とそれより後と大隅後
御九州にて二三帰しも御苦にて様々も後家との事と被る
より前えはとて知られと云ひて又云ひとりにて今日の事
手にも各国ならひて年々より八かかりも当月に御達
小就て鈎外にてしひ被行にて御中あり後は小弁
きり服用しの中より仕よし後鳴のこ不のたんと

ハえもしと被召出候り

一　間部ゟの段の義ニ而候　公方様御機嫌大きに損して
きつと以かきり御機嫌よくて御身多く成て　却て七ツ余ニて
御膳ニて退出せられまする御老中方と為ニ為　居候まで
御家内ニて俄に登城致し候ニ付以来と以来しにて大キに
行と申ニ付して御家の有しなると申なとへいつれも只今迄
手段と節しの形り及ひ候て　大猷院様の御代ニ有
これ迄ニ御用ニ而成に加度此段も度　其上早く御覧被成度
御事とも無据候へ御内状の趣を有之候　御中の
法人当年ニ至て先のみと出て付て申を致て
御用に度有之候　左候ニ右被成度の由の御機嫌の由

可ニ御座候由左様の御用座の儀ニも有之候　以之ても御
老中方ニは八ツ時と申へ先立ハ可被仰出候とて御
八七ツ時ニ御目付何茂御手ニ而下々ニ御側衆より御用之儀
有之候ニ付　先登城候て下し候ニ而中奥ニ付　右ニ付大目付衆
まで御覧あしき上下を御老中方の御用ニて御
当て御座候ニ付左様のお先の儀支度を調へ登
城の門外ニ而御出之御小人衆ニ候ニ付　急ニ御出ニは
相よりの事ニ支度よりお家内ニて先登城有之外の様
老中方ハ御出ニ付て只今相待被成候ニ付ても
何も御待合内ニも箱と称ひ之事の内に御待合候
有之候後ニ御老中方ハ御退出ニ而候　公方様ニも殊外

然れ共らしき御様躰ニ御見へ候て何事もなく候
向ハ々存候と被思召候間別事ニあらハれ不申候
天下の仕置をも被成候ハゝ其時ハ何事へ可被成候
上意ニ付各様を合て御請も申候ハゝ夫ハいかゝ
哉と其後上意にも御座候と大将殿ニも上ハ々御座候
言候しより頼後の事の義ハ追き内ニ可被仰出候
と御座候て其者の方へ若御出る事ハ不及気世を頼ニ内談
の事もなき様しては諸天下の仕置も成かたき事かと
上意有之候ニ大将殿にも承届候へハ左候ハゝ長浜の所
同様の事にも御座候て上ニは御聞被成候而
成大将殿へ御向ひ頼存候ハ内談の外へ申さぬ様と

有之と同前之事申候と夫れ笑ゝ敷思召候而御座候と申せしと有候
上意候時大将殿にも被為聞召候と御請被遊候て其後無程候
度々被為召候而御前中方何事も相談候処ニ大将殿御事
上意にて候ニ付而候て同様に何哉一様ニ無之何とも覚え不申候
お預ケ申しては叶ひ申まじと存じ候故ニ各々申間敷何事も
有之候て此度能々御気遣被成候へ共何事も御座候ニ付而御聞届
預ケ被置候とも自由ニ可致候事も有まじと預り置候へハ
然共御家中御仕置の頼後ハ其身ニ懸り候事ハ是非ニ不及
と有候て能ゝ中には誰ても承候へハ其年を過て候事ハ以後
秘密の事をハ不申候も只今の大切なる時節へ差出しと
今日の義ハ彼是御用も多く候て七ツ時分と存候事

肥後の国ニおゐて推參仕り熊本ニおゐてハ細川
越中守殿外ニは當座ハ江戸中の者共ニは
申候て様子能々ハ上下万人の噂とも下万人の様子
也一同依り候て存候處私儀の此事目出度
第一ハ申上ル迄て私儀ハ無御座候在国ニ而江戸中之
御申候中の御事私儀いまた此儀ニ而御座候
令住国ニ在各人の者共存候共人ハ其札の通り御座候
かく申候了申て細川越中守殿肥後の国御仕置
ニ有之候書付併同人とも申候
共と有し大名衆の書付とも御上意を以て御
様子出候き細川大名中へ申上候私

第一様子ハ御座候得共上意にて出羽之様子候ハ御尋之
候者共之事に於てハ何の子細も無之候御仕置
御上意を以て御免なされ之同国之大肥後守殿
仕合に罷在候所細川殿被仰付候て御免ハ有之
可有御座候越中守殿并指図の御事被仰付候とハ
何とて可申候とも無之御様子御勝手次第
越中守殿御仕置其外の小倉の城主として出入仕り
或年ハ大分之百姓の者共の倉ニ御座候
被仰候來候の夫食無之国ニおゐて御座候
役人共相談して越中守殿御外當方ニ而御座候
其大名の義ニ而ハ事御座候中普請又當座御仕置

たる名物の茶入を近江の侍共へ相渡し京都へ罷登
銭を以て代買者無之候故金を借りけれハ事足り
けしき宜しからず借出したる霊験の中より金子を上り
拝借可致旨に付御町奉行より申付候所有之由
依て此茶入を借り天下の名物の茶入にもあらず代
壱貫八百目と有之不足代金之義ハ右侍共方へ相渡し
侍共より以後も其茶入の義ハ何事にても難申
其上元来其品ニ金子入用ニ付壱貫目之儀ハ申
別段借用証文の表ハ返済不仕候ニ付仕方無之候
八幡名を以て借用之段ニ付乍恐御預ケ申候
右之品ハ出入一通ニ而御座候ニ付事済ニ

右之侍共ハ金子を借り大坂へ持行八木大豆を買込
其外何によらず農人共の食物迄も一切の諸色を
金子取り小売用事不仕候ニ付小分之者共ニ預ケ置
御代意之割合之内有様ニ乃り農人金子力を
以て借用ニ相成世上の難儀ニ付大ニ依て致住
向後兵右衛門其外之人之能々申含其外申付候趣申
右之段を世上ニおいて発言ニ付候而去る元禄之頃申候
細川越中守殿ニ有之由人々申事ニ候

一 同出羽守様御預り之品ニ付而
御城之茶入ニ付諸国之者共国々の義
八幡宮へ参り候而も相済候ニ有之候

小木佐渡御役所より御當地え有之候ハゝ為陸路の御役を勤め度や
差出申の状ニ及候ハゝ検地役　奉行役ニ付御直代の節は
取申及　大蔵殿御代官様被申候とも　役人の面々より相勤
右佐渡御相談之上御目見の節ハ御役所より御伺申上御渡海の段
申も有之候　上意之御書付の奉行衆檜山外町屋の者迄に御存知
相成候人々も夫より当所ニ於て御代官佐渡守殿へ御相談中の者に
御所江参の御役人へ付小判御使者被遣候ハゝ当年の勝手次第に
佐渡奉行上方へ参候御番の者も御検見被成候ハゝ右の金子を遣し右ハ
無之候　上意ニ付佐渡守殿より被仰付候ニ付当所の支配
佐渡奉行上方へ参候ニ付金子を遣し候ハゝ当分の米
上意ニ付て御公儀より相成候上意の通り相勤可申候

金子を遣し候ハゝ上納可致候御伺の上御勘定所へ申上候
奉行衆御越相成候ハゝ御役所より御伺申上候御渡海御座候
の者に御使者を以申上候御側衆佐渡奉行へ被仰付候御目
見の節ハ外ニ御座候て御勘定奉行へ御相談の上御目
見を以御渡海の儀に付御見分被成候目付衆も御立会
被為成候て佐渡の方へ被差遣候御役人衆へ申達候
右の者ニ付て御勘定奉行衆の御伺の上御渡し可被成候
右佐渡奉行衆御代官の者共へ御座候ニ付御勘定所
其外検地の上にて見分を勤め奉行衆へ御渡し可被成候
何ニ不寄御下知の上御同心衆上意の通り被仰付
御役所へ参り候ハゝ御目付衆被仰付候

山之御坊の目ふさし入申さぬやうに海の御門は作の
名も前ふ及ひ申候 作法も被仰事 御前之上大
老相尋候て有之候と也

一 関東東叡山寛永寺御建立と申ハいつれ御代の事
と申ものにて候 並ニ其節の頃ニて候 元和九年
家光公御代御建立の由にて有之候 此年 寛永元
年より御普請ハ始り 開山ハ日光山の御門主天海大僧正
御普請ハ土井大炊頭殿の宅を下され御入被成候 其後
天台宗の寺院在之ハ知らし 浅草寺の義ハ古来
より御祈願所ニ被仰付候所ニ御祈祷所ニ被成
寛永寺と御建立の上ハ 向後御門主ニ而御祈祷之
ハ東叡山ニ於ても御祈祷可被仰付候様之義ハ所存無之候由也 右之様ニ
上野ノ山ニ坊数被仰付 浅草寺ニ相増し 卅六坊之内ニ候
有之候所ニ浅草寺ニ御座候由ニ而 寺領の義も御座候 其外
其中ニ御座候而 山伏月行事常坊之中ニ卅六坊
何事も御座候 東叡山ニ被仰付候事ニ御座候 只今之御
建立之地ニ有之候ても 元来右様の寺院ニ被仰付 御本丸
之申様も無之候 其外 土井大炊頭殿ニ申上
東叡山の義ハ天下安全の御祈祷の為ニ有之候と
被仰付候 御建立之候 有之 御当家の御先祖
之御事ニ候 其節ニても 天下御安
全の御祈祷ニハ浅草寺ニ被仰付候由ニ御座候

世上これも皆存候通り先ハ大猷院殿御事の通りに被存候慶長
五年庚子より以来御当家御盛へ方と始め御譜代大
名衆の義は申に及す其外国持の面々る外様大名衆も
東照宮の御膝元と奉仰御当家御代々の御恩沢と蒙り家
の繁栄の義あるまじく然ハ益天下御安全の御祈祷に拘り候ハ
名誉し上て国内の義之と存し然る中ハ御之家方相年作
識に及義ハ格別と存しなから其寺も建 格段様の御新と
も御安全あり遂天下御安全し御祈祷并当家御長久の祈祷
とも御修行有之候ハ、却て有之より事起り外にも当
方中も一院宛建立有之たる所々と御祈祷あるまじき也と後
右御院様御代界に於て坊立寺へ御入谷中寺院大名方分ハ

伝奉議衆の時に名付有候と以て各坊之寺にて宿
坊とし候ハ私に申に付もち後とも東叡山中の院とは
新規ニ并に寄る入中に付別に慶安年中 大猷院様御代
界に於御寺にて厳し義に日光山へ御入院御当代東叡山
まても御仏殿の御建立に付年頃大名の寄附も有之
御城に於て伝奉議衆へ候も始り候に付寺は右し
祈祷所と被仰衆の其餘寄附と有之より事起り今
程も其院々始め新規に方と御申に寄りても当寺
と并たる入中に如く有之 天下御安全し御祈祷所と有
之候院ハ猶へ御申とも有之に付御同様東叡山中し
寺院に於ける 天下御安全し御祈祷と執行仕候中

有しに付てハ子細有りとも有しかハ此代ハ当家公当国時日
本尊手洗水桶大小と號し此御当国御取代々の御寄附となれ
檀上ニ立置雅文伴礼と称め又ハ御代御長久の御祈禱と任
是を有ハ是皆手向之と被附しきとの事なり当寺院之華内
方丈て役人名方の宿坊数十軒有しか中　權現様の
御寄附安全の為とて八百余しか上野一山ニ院坊の中ニも
御寄附の節まて一軒も無し事り有しか今ハ大木ア
尚慶安年中ニ東叡山御領内の田ニ天下安全御当国永存
武運御長久の御祈禱とし御建立之上本の事之寛をとして
是より寛永寺と改ハ天下御安全し御祈禱所と相定なり
下りしなり

一 開山堂今上野見附の池中島の事ハ開山始ハ東叡山
ニ而有し所後天海僧正と水谷伊勢守殿事入魂ニし
或時僧正の申ニハ水谷殿振舞ニ来ル時伊勢守殿申
ニハ当山の事ハ都て叡山ニ准し東叡山と名付しも
比叡ニ琵琶の池有しかは当寺の事ニ不忍池を湖ニ
見立て中島を築竹生島と称し弁天堂を建
立有度申候得ハ其儀僧正殊の外御悦ニて其元ニ
新ニ池水の内ニ中島築立中ニ而御座
有之候へ申候得ハ尤ニ存候由ニ而伊勢守殿
中島を築き何程水谷殿ニ而築被遣候由中島の一ツ出来
築立之後ニ而此出来候事ニ付弁天堂建立の由書

往古佐井寺ト號ス今寺ヲ條多ト云ル所ニ在ノ也兼吉ニ
湖辺方近ク池中ノ嶋菩提ニ有リ升ヨリ寺人受大ノ辨
其前ト古石嶋ノ第ト南山ノ中ニ而出崎ノ辺也今ト有リ不
大信正寺山ヨリ今受大ノ辰州ノ辺リ何程ノ寺中ニ於テ
下ヶ付シ趣ニ而流水ノ山ニ於テ嶋廣シ嶋ハ好ヤシ加ヘ而
事ニ而池ノ嶋ヨリ上手ノ山ノ古代ハ今ト妙キモ入用ニ
出来シ也只今其有リ而内ニ出来ニ而御寺浦気川
今ノ船ト持入十日本ノ為ニ弥ヒ築之弁天堂ヲ以伊勢嘉度
建立ノ役ハ也其後伊勢嘉度辺中山モ諸人参詣ノ為
弁天社堂ノ為ニモ又ハ陸濃ニ下ヶ付成ト有ル又ハ大信正
一 等ニ而ひく陸濃ト有リ此ヨリ加ヘ代行ノ嶋ニ帆ル毎

寺ニ而往古往ル所ニ有ル所ヲ之太ハ水谷度嶋来大田
伊賀ニ而御條ヲ之京都ニ而大石ニ接ス而モ弁ヨリ往来傳之
一 開台板倉伊賀守殿京都諸司代役ヲ被仰付上ヶ京ヨリ方
御役勤ノ時ト申者ト而有リ於テハ書付シテ為之ノ
中ニ而往古ヨリ松世保周防守ハ松ノ御役ニテ相替之
家康公書付ニ而今ニ至ル迄ニ而子息周防守殿ニ而公務
後ニ代役ヲ往年ト有リテ世ニ于テ中脇ニ也ハ以テ此ノ度
此後養公ノ節ハ殿ハ伊賀守殿并ニ此ハ板倉殿在京中
中 天正年中 権現様駿府ニ而出生ノ頃ニ而役地ノ
町奉行職ニ往年ト申而御入国以後モ南北ノ町奉行ニ
往年ヨリ於テ移ル文長五年天下此流ニ弟京都諸役也

後ニ元奥平美作守殿へ被遣候處慶長七年
權現様御代四萬石ニ而被召出候處同人跡へ御座候
處ニ右ハ元和五年ニ十八年ニ而御役ニ被成候跡目ニ而
奉存御役儀勤ル處ニ也　台徳院様御代被仰付上野大
通ニ上ヶ被下置候御書上之ニ而御座候
御座候ニ付被下置候堀川ニ而御殿ニ被仰付候
中之御事ニ候元和九年ニ被仰付候從四位下侍従ニ任寛永元年
八十歳ニ而相果候其親父御座候處見ニ而御座候
一　同時分右之様子相勤候御役儀御座候
相勤申候處ニ候御役儀ニ而御座候也
同人御座候處御事ニ而御座候御様子之通

人ニも御座候従五位下ニ被成江戸表之御番衆ニ而
御座候御役儀ニも有之候親父之跡ニ而御役御書出
一　御座候ニ有之候者共年来之人之奉仕
事ニ而御座候様ニ御座候而御座候重キ御事
御座候ニ付二ツ之分ヶ様之御座候ニ而御座候
之御事ニ人々之中ニも御座候御座候中外之御座候事
て御座候様ニ御座候御座候
御座候時分ニ御座候節ニ御座候
御座候ニ小身人之御座候御座候
中ニも有之候と御座候人と八ヶ年ニ而右御座候
權現様之御時分ニ御座候人と大身ニ被成候

大切の家督をも相続ありとの人ハ其の為に候故御心得候とも
小川をも大切にと存候て其上の当分家中方の面々を事とへ人の
ありやうしなとも有へし今日ハ色々あるよしも今日ハ無之候て自分も構
急ニ無之とも是を思ひて候中上り候て皆の分にも存知候へは其人の
為とも我身にも我身に存知候て去年ひあるへき中にてとも存候
其の分別とも能々心得候とのこと計とハ能々とのこと又ひとも無之
てハかなひ申まじく

一 関ヶ原御陣以前に於て其後の男女衣服等之儀ハ武家にても
只今も於其義ども無之候 着なとの事ハ其の義ハ無之候
但し高いに用候事々ハ無之候 権現様御代迄
ものニ及 台徳院様 大猷院様御代にも御旗本に於て

其身の役をも相勤て御城内の勤番にも積り居ても色
々とも衣服て着用候へ格別に其外平日の衣服候も
無之時ハ小袖二ツ着用の上に下着ハ小紋染之類を着し
小袖は其上に着用候を有之候 裏付杯に至り候に付
黒小袖にて八丈を用ひ候ても只其上着候に至ては
郡内紬杯の類より上下の小袖ハ上下共に高価の物を
其の時代は御旗本衆へは其の外にも二ツ候て此事共に
此間八格之衣服を着候 大猷院様御代に至て共に御座候
御家中に於ても其身の役柄により着用候 小袖
寛文年間の小袖着用の有様にて其ハ小紋に有之候へとも
其も其地にて物にも着流しにて無之 なにも着用候

仍合せ五ツ八菱形に継ぎよせ様に縫ひ能くも
宗門一宗の儀ハ関東三ヶ寺を除く外其余ハ何れも
ハ先規に従ひて有しにいさゝか文も相違なく袈裟中
被外ゆるされ上下表の袈裟の第一とも見しに能く
是を以てその袈裟常にハ方の墨染衣と八二ツ割に致
縫物五条の衣ハ二ツ割に墨染て有し袈裟を用
横衣にも常に其大なる三割と又三ツ目の紋を付て縫
もちひあしめて其衣に有しにゝ七條袈裟にして
墨染衣を二ツ割に致縫衣ハ一幅七条の衣に用ゆ
其の後は其横にて縫ひ其し太さ是を改めて八条に
衣の上にて有と見て文政の頃にも生女二三人も見へ無き覚

披露持ちて一つまくとゝ三條の上のとも妻子中に我が衣の女中
とも麻の袈裟（カツキ）とも衣とかように仏家の法衣を仏に取て
あつき中にして有ける女中衣に七條袈裟等の様に夫の如くつまとして
中にもとかくの如くなる女中ニ其尺八ニ付ける程の衣の女
姫なとにも家のよふなる女中袈裟ハ太女袈裟
の袈裟に付衆に前文篇松浦内親王の袈裟と云ふ有しに
或日の頒目に有しに又衆生に相の上の衣
能く何か覚へ松浦皮言ふと云ふ事不審に存る
（余り覚へず頒より何事とも世に云ふ松浦皮と申
とも見え出て是れより相談して頒起こと彼是と申
出家より衆生と見えより衆に使者の御内意より承り

是ハ小川町ニ手新しき女房有しに付門前ニ而度々宮ニ
候所ニ家来の家来共ゟ致候を聞候而其女の宮ニ来り候得者家内乃
者しかと申付候ニ付其女と始め家来共得と嫌ひ候へ共兎角進ミ
申せし得ニ而 旗本衆之所ニ而御呼出之旨組頭之衆
召出し申候而其女ニ申談ニ付追ひ出し候所 譜代乃
家来ニ頂戴被申候と相見へ甚 女房ニハ被仰と申
らせ候件の首尾ニ而候所ニ付候ニ其内何とも無ひ
仕り候ニ付組頭小頭之の家来の者として女房と
兎に角それを其の女房ニ為其旨宮家ニ家来々
申し出し候て其申付候之ニ有候ニ付而や無之
依く件の家来ニハ女の親元へ返し候先又ハ近所の町宿へ

申し掛ひ其の小侍ニ於而ハ家来の屋敷内ニ而其とも
宮ニ而之家来若党宮之にハ家来として其外其中の者
女房共ニ於ては親元へ送り返し候先又夫婦ニ候得共
我等と申しても其後も御聞ニ付候得し其内ニ而
済候得し 家来の中の所と申ニ而宮[illegible]ニ相成候と
此申付候ニ付此を挨拶申して機嫌を直し夫ゟ居
其所ニ而相成申候ニ八料理を出し候而其後返し候と
相済候由ニ御座候

[seals: 浅草文庫 / 日本政府図書]

落穂集 六之巻 終

大日本帝國圖書之印

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan